



令和6年度から介護保険料が変わります

65歳以上の介護保険料は、所得に応じて段階的に設定されており、市の高齢者数や必要な介護サービス総費用などを推計し、3年ごとに見直す介護保険事業計画で決定します。

市は、今後75歳以上の後期高齢者の増加やそれに伴う介護サービスにかかる総費用の増加が見込ま

れるため、令和6年度から8年度までの年間保険料基準額を78,000円と決定しました。

皆さんが負担する保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源です。ご理解とご協力をお願いします。

■65歳以上の介護保険料

(令和6年度から8年度)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285 22,300円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.485 37,900円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.685 53,500円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 70,200円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 78,000円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20 93,600円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 101,400円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 117,000円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70 132,600円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.80 140,400円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.00 156,000円
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.10 163,800円
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.20 171,600円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません

※所得金額とは、前年(2023年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です
第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与が含まれる場合は、給与所得から10万円を控除した額)を用います

- ☎ 応募・申込方法
- 📅 日程
- 🕒 時間
- 📅 期間
- 📍 会場・場所
- 📞 問合せ先
- 👤 対象・資格
- 📧 電子メール
- 💰 料金・費用
- 📄 内容
- 📄 定員
- 📄 持ち参り物
- 📄 他
- 📄 縮切